

# 支部表彰内規

一般社団法人 日本クレーン協会北陸支部

1. 支部長の行う表彰は、この内規に定めるところによる。
2. 表彰等の種別は、次のとおりとする
  - (1) 会員感謝状
  - (2) 役員功労賞
  - (3) 役員等感謝状
  - (4) 優良従業員表彰
3. 表彰等は、理事会の議を経て、支部長が行う。
4. 表彰等は、原則として、通常総会において、これを行う。ただし、特に必要な場合は随時これを行う。

(会員感謝状)
5. 会員感謝状は、支部の運営に協力し、支部の発展に貢献した事業場に対し行う。

(役員功労賞)
6. 役員功労賞は、永年にわたり支部役員又は支部役員事業場の従業員として支部運営に協力し、支部の発展に寄与したものに対して行う。

(永遠とは、概ね5期以上をいう。)

(役員等感謝状)
7. 役員等感謝状は、役員功労賞に準ずる者及び支部の講師等として支部運営に協力し、支部の発展に寄与した者に対して行う。

(優良従業員表彰)
8. 優良従業員表彰は、次により行う。
  - (1) 表彰の候補者は、会員事業所に勤務する者であって会員事業所から推薦された者であること。
  - (2) 表彰の種別は、クレーン運転士（移動式クレーン運転士及びデリック運転士を含む。以下同じ。）玉掛け技能者、整備従業者とする。
  - (3) 表彰の候補者は、次のすべての項目に該当している者であること。

- イ 就業資格が必要なものにあつては、当該資格を有しており、かつ資格取得後 15 年（推薦締切時現在、以下ロ、ハ、において同じ。）を経ていること。  
ただし、整備従業者については、クレーン運転士の免許を有していること。
  - ロ 年齢が 40 歳以上であること。
  - ハ 現在表彰対象となる業務に従事しており、かつその年数が同一事業所において通算して 15 年以上であり実務年数が 10 年以上あること。（ただし、会社合併、系列会社との人事異動等の場合は、同一会社とみなすものとする。）
  - ニ 資格取得後、関係業務についての労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく教育を終了していること。
  - ホ 過去 5 年以上自己の責任による重大災害又は事故を発生していないこと。
  - ヘ 責任観念が強く、業務成績が顕著で、他の模範となるものであること。
- (4) 表彰者の数は毎年 10 名以内とする。ただし、特別の記念年度又は特別の事情あるときは増員することができる。
- (5) 会員事業所からの優良従業員表彰候補推薦数は、2 名以内とする。
- (6) 会員事業所から推薦された表彰候補者の数が、定員を超えるときは原則として次により優先順位を決定する。
- ① 同一事業所より 2 名推薦の場合
  - ② 資格取得後の年数
  - ③ 勤続年数
  - ④ 高年齢順

(附 則)

この内規は、昭和 62 年 5 月 28 日から適用する。

平成 15 年 12 月一部改訂

別紙

## 優良クレーン運転士等表彰候補推せん書

( 年 3 月 日現在)

ふりがな 氏名	生年月日	最終学歴	入社年月日	勤続年数	現職務名 (地位)
	昭・平 年 月 日 ( 歳)		昭・平 年 月 日	年 月	
	クレーン等運転士		玉掛技能者		整備従事者
	免許の種類及び取得年月日		講習修了証番号及び交付年月日		クレーン等運転士免許取得年月日
	種類 運転士免許 取得 昭・平 年 月 日 ( 年)	番号 第 号 取得 昭・平 年 月 日 ( 年)	種類 運転士免許 取得 昭・平 年 月 日 ( 年)	番号 取得 昭・平 年 月 日 ( 年)	番号 取得 昭・平 年 月 日 ( 年)
	(該当する運転士・玉掛・整備の内 1 種を推せん下さい)				
(推せん事由)					
(推せん事由：概要を簡条書きにして必ず記入すること)					
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					
推せん事業場名			事業主氏名 <span style="float: right;">(印)</span>		
事業場担当者		部 署	連絡先 TEL・FAX		